

静岡市の永野海弁護士のブログより転載させていただきました。ご参考にしてください。

令和5年5月14日版

被災者支援カード（おもて）

大切な9つの支援制度をカードで

被災者支援カード ©2021 弁護士永野海

災害直後	応急修理制度 (災害救助法) 大規模半壊・半壊の世帯 70.6万円 (2023) 半壊の世帯 34.3万円	窓口 自治体 誰に 準半壊以上の、り災証明をもらった世帯 (使うと修理後は仮設住宅に入れない) 業者に修理を頼む前に自治体に相談	仮設住宅 (災害救助法) 原則2年間 (特定非常災害適用なら延長可能性も) 家賃無料 (光熱費は負担必要)	窓口 自治体 誰に 居住できる家がなく自分の資力では住宅を確保できない (半壊でも入居可能性) 入居に所得条件あるも運用は自治体で様々	災害援護資金貸付 (災害弔慰金法) 借入最大350万円 (全壊250万/半壊170万/家財3分の1の損害150万など)	窓口 自治体 誰に 災害で負傷したり、家財の損害、住宅の全半壊などがある人 (所得条件あり) 返済期間10年。当初3年間は無利子	
	その少し後	基礎支援金 (被災者生活再建支援法) ①全壊 ②半壊以上の建物等を解体 ③長期避難世帯 100万円 大規模半壊 50万円	窓口 自治体 誰に 左の条件を満たす世帯(賃借人も)。特に②③は不明なら要相談 (単身は4分3の金額) 所得条件なし。お金の使い道も制限なし	被災ローン減免制度 (自然災害ガイドライン) 預貯金500万円・家財保険金・各種支援金などを手元に残し、ローンの減額・免除の可能性あり *ブラックリストに載らない	窓口 弁護士会 誰に 災害救助法の災害で住宅ローンなど個人のローンの支払が難しくなった人 自己破産や返済交渉の前に検討を！	公費解体 (環境省の制度) 建物を無償で解体 (2階建かつ10m以下等の一定の事業所も対象になることも)	窓口 自治体 誰に 原則、全壊被害の建物所有者。ただ特定非常災害や自治体の判断で半壊以上に拡大も。所得条件なし。3階建以上のアパートや、倉庫などは要相談。
		その後	加算支援金 (被災者生活再建支援法) 建設・購入で 200万円 修理で 100万円 民間貸借へ 50万円 *中規模半壊は上の半額	窓口 自治体 誰に 基礎支援金をもらった世帯が、住宅再建・修理・賃貸転居をする時 (単身は4分3の金額) 一度転居して、その後再建・修理した場合でも左の金額までもらえる	災害復興住宅融資 (高齢者返済特例も) 建設・購入 半壊以上の人 補修の融資 一部損壊以上の人	窓口 住宅金融支援機構 誰に 住宅の補修費用や再建費用を借りたい人 60歳以上なら不動産を担保に、利息のみの返済のリバースモーゲージ型も	雑損控除 (医療費控除に類似) 所得の10%を超える部分の損害額が所得控除されて、所得税、住民税が減免になる

2023年5月6日版

被災者支援カード（うら）

被災者支援カード ©2021 弁護士 永野海

あなたのり災証明で使える制度を表でチェック

 : 原則災害救助法の適用必要
 : 被災者生活再建支援法の適用必要
 : 当該制度の適用や実施が必要

	被災直後 (無理しないで)			住まいへの支援			もらえるお金			借りられるお金			その他の支援								
	ボランティア ・専門家相談	自治体による 土砂撤去	火災・地震保険 の確認	応急修理制度 (2023.4基準)	応急仮設住宅	公費解体(無償)	災害公営住宅	被災者生活再建支援金 ※単身は4分の3の金額	義援金	災害弔慰金	自治体独自の 支援金・補助金	社会福祉協議会 の貸付	災害援護 資金貸付	住宅融資	災害復興 住宅融資	リバースモーゲージ 型融資	被災ローン 減免制度	雑損控除	その他		
一部損壊 (床下浸水も)																					
準半壊	困りごとは遠慮なく相談をして下さい	自治体により時期や内容に違いがあります	水災保障の加入や金額も確認をしましょう	34.3万円																	
半壊				70.6万円	△ ※2	△ ※3	△ ※4							△ ※6							
中規模半壊				70.6万円	△ ※2	△ ※3	△ ※4	建設購入 100万円 修理 50万円 民間貸借 25万円							最大 350万円						
大規模半壊				70.6万円	△ ※2	△ ※3	△ ※4	50万円													
半壊など + 建物解体				70.6万円	△ ※2	△ ※3	△ ※4	建設・購入 200万円 修理 100万円 民間貸借 50万円													
全壊 (長期避難世帯) ※1				70.6万円	△ ※2	△ ※3	△ ※4														

※1 災害の危険継続などで長期にわたり居住不能と都道府県から認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で「全壊」の扱いになる。
 ※2 大規模な災害では、半壊、大規模半壊の方や、二次災害の危険、ライフライン停止などで自宅からの長期避難が必要な方の入居可能性もある。
 ※3 特定非常災害などでは、半壊以上の方も公費解体の対象になることがあるが、修理して住むという選択肢も慎重に検討を。
 ※4 大規模な災害では、全壊だけでなく、半壊以上の方などが入居できる場合も。入居には収入条件があり、家賃は必要。
 ※5 生計維持者の死亡で500万円、その他の方の死亡で250万円。重度障害の場合には、左のそれぞれ半額の支給。
 ※6 世帯主の1か月以上の負傷、家財の3分の1の損害(浸水被害も)でもそれぞれ150万円まで借入れ可。

内閣府防災のHP